平成２６年（フ）第１６９号
栃木県河内郡上三川町大字多功1513―１ｉ―２、住民票上の住所沖縄県那覇市識名１丁目19番23号　１階
債務者　高良　龍司
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１７０号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇384―７、住民票上の住所沖縄県那覇市識名１丁目19番23号　１階
債務者　高良　静香（旧姓赤嶺）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８２号
沖縄県那覇市田原４丁目４番地１　ペリーハイツ201
債務者　安仁屋年広
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄103番地１
債務者　山城寿美江
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１２３号
群馬県藤岡市立石667番地２
債務者　中野　博之
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１８７号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1570番地１　エクセルⅡ202
債務者　平井　謙二
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２２６号
神奈川県平塚市横内4206番地の51
債務者　佐藤ヨシ子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３９号
神奈川県厚木市水引２丁目４番７号　ブランニュー本厚木102
債務者　西本　明彦
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２６０号
神奈川県秦野市渋沢２丁目46番15号
債務者　小林　　司
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６６号
静岡県裾野市稲荷41番地の３
債務者　平澤　光江
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
京都府亀岡市篠町篠上中沢21番地４、住民票上の住所京都府亀岡市大井町並河神田78番地４
債務者　村田　剛司
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
北海道空知郡上砂川町字鶉95番地２
債務者　山中　卓也
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
北海道滝川市滝の川町西８丁目３番４―4106号　みずほ団地
債務者　管澤　　健
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
盛岡市湯沢７地割21番地
債務者　相澤　啓輔
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５５号
神奈川県小田原市飯田岡158番地の１　シティハイムシャホールⅠ102
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５９号
新潟県新発田市御幸町３丁目12番15号
債務者　笹川美由紀
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１３２号
香川県高松市一宮町1101番地３　ダイヤモンドハイツＡ―202
債務者　大西　健二
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係